

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成23年4月5日

京都市長 門川大作

## 1 図書の写しの概要

### (1) 施行者の名称

京都市

### (2) 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

ア 広路4号油小路通

イ 1・4・9号久世橋線

ウ I・III・28号竹田街道

### (3) 事業施行期間

ア 平成19年1月16日から平成24年3月31日まで

イ 平成13年2月9日から平成24年3月31日まで

ウ 平成11年11月24日から平成24年3月31日まで

### (4) 事業地

変更なし

## 2 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

### (1) 縦覧場所

京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地

京都御池第一生命ビルディング3階

京都市建設局事業推進室

### (2) 縦覧期間

平成23年4月5日から平成24年3月31日まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

### (3) 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（建設局事業推進室）